

亀山市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則をここに公布する。

平成 27 年 2 月 27 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 2 号

亀山市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 4 条）
- 第 2 章 伝票及び帳簿並びに勘定科目
  - 第 1 節 伝票（第 5 条 第 8 条）
  - 第 2 節 帳簿（第 9 条 第 13 条）
  - 第 3 節 勘定科目（第 14 条）
- 第 3 章 収入及び支出
  - 第 1 節 収入（第 15 条 第 24 条）
  - 第 2 節 支出（第 25 条 第 45 条）
- 第 4 章 預り金及び預り有価証券（第 46 条 第 50 条）
- 第 5 章 契約（第 51 条）
- 第 6 章 物品（第 52 条 第 55 条）
- 第 7 章 固定資産
  - 第 1 節 通則（第 56 条）
  - 第 2 節 取得（第 57 条 第 65 条）
  - 第 3 節 管理及び処分（第 66 条 第 69 条）
  - 第 4 節 減価償却（第 70 条・第 71 条）
- 第 8 章 引当金（第 72 条）
- 第 9 章 予算（第 73 条 第 77 条）
- 第 10 章 決算（第 78 条 第 81 条）
- 第 11 章 雑則（第 82 条 第 84 条）

附則

## 第 1 章 総則

### ( 趣旨 )

第 1 条 この規則は、亀山市公共下水道事業（以下「公共下水道事業」という。）の財務に関して亀山市会計規則（平成 17 年亀山市規則第 34 号。以下「会計規則」という。）その他の財務に関する規則の特例を定めるものとする。

### ( 企業出納員等 )

第 2 条 公共下水道事業に企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員は、上下水道局長とする。

3 企業出納員は、市長の命を受けて公共下水道事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどる。

4 現金取扱員は、市長が任免する。

5 現金取扱員は、上司の命を受けて公共下水道事業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

6 現金取扱員 1 人が 1 日に取り扱うことのできる公共下水道使用料その他の収納金の限度額は、100 万円とする。

### ( 善管注意義務 )

第 3 条 企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって現金その他の資産を取り扱わなければならない。

### ( 金融機関の出納事務取扱 )

第 4 条 公共下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長が指定した金融機関に行わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち、収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを亀山市公共下水道事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）とし、収納事務の一部を取り扱わせるものを亀山市公共下水道事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

## 第 2 章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

### 第 1 節 伝票

#### ( 会計伝票の発行 )

第5条 公共下水道事業に係る取引については、その取引の発生の都度証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

( 会計伝票の種類 )

第6条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。

3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

( 会計伝票の整理及び日計表の作成 )

第7条 上下水道局長は、毎日会計伝票を整理し、日計表を作成しなければならない。

( 会計伝票の保存等 )

第8条 会計伝票、日計表及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によって編集し、保存しなければならない。

## 第2節 帳簿

( 帳簿の種類及び保管 )

第9条 公共下水道事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿(以下「帳簿」という。)を備える。

( 1 ) 収入予算執行計画整理簿

( 2 ) 支出予算執行計画整理簿

( 3 ) 総勘定元帳

( 4 ) 内訳簿

( 5 ) 収入調定簿

( 6 ) 現金出納簿

( 7 ) 預金口座出納簿

( 8 ) 物品出納簿

( 9 ) 経過勘定整理簿

( 10 ) 工事台帳

( 1 1 ) 固定資産台帳

( 1 2 ) 企業債台帳

2 前項各号に掲げる帳簿は、上下水道局長が整理し、保管しなければならない。

( 帳簿の記載 )

第 1 0 条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

( 総勘定元帳及び内訳簿の記帳 )

第 1 1 条 総勘定元帳は、第 1 4 条第 2 項に定める勘定科目の目( 項又は目までの科目については、項 ) について口座を設け、第 7 条の規定により作成する日計表により記帳するものとする。

2 内訳簿は、第 1 4 条第 2 項に定める勘定科目の節( 項又は目までの科目については、それぞれ項又は目 ) について口座を設け、会計伝票により 1 件ごとに記帳するものとする。

( 科目の更正 )

第 1 2 条 整理済みの科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。

( 帳簿の照合 )

第 1 3 条 総勘定元帳、内訳簿その他相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

### 第 3 節 勘定科目

( 勘定科目 )

第 1 4 条 公共下水道事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表第 1 に定めるところによる。

## 第 3 章 収入及び支出

### 第 1 節 収入

( 収入の調定 )

第 1 5 条 上下水道局長は、収入の調定をしようとする場合は、振

替伝票（調定と同時に収入の収納が行われる場合には、収入伝票）を発行し、市長の決裁を受けなければならない。

- 2 上下水道局長は、前項の規定による市長の決裁を受けた場合は、当該伝票により内訳簿、収入予算執行計画整理簿及び収入調定簿に記帳しなければならない。
- 3 前2項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

（納入通知書の送付）

第16条 上下水道局長は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、直ちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納期日の10日前までに送付しなければならない。

（納入通知書の再発行）

第17条 上下水道局長は、納入通知書を亡失し、若しくは損傷した旨の納入義務者からの届出又は納付された証券が支払拒絶された旨の出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、速やかに納入通知書を再発行し、その余白に「何年何月何日再発行」と記載して当該納入義務者に送付しなければならない。

（領収書の交付）

第18条 上下水道局長、現金取扱員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。

（収納金の取扱い）

第19条 現金取扱員は、収入を徴収又は収納した場合は、当該その内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうちに上下水道局長に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある

場合には、翌日に引き継ぐことができる。

- 2 上下水道局長は、前項の規定により現金取扱員から引継ぎを受けた収入及び自ら収納した収入を、当該引継ぎを受けた日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には翌日に預け入れることができる。
- 3 収納取扱金融機関は、公共下水道事業の預金口座に受け入れた収入をその金額、納付者の氏名等を記載した収納済通知書を添えて出納取扱金融機関の公共下水道事業の預金口座に市長の指定する日に振り替えなければならない。
- 4 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた公共下水道事業の収入及び自ら収納した収入について記載した収納済通知書を市長の指定する日に、上下水道局長に送付しなければならない。

(収入伝票の発行等)

第20条 上下水道局長は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票(一部現金の収納を含む取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。)を発行し、現金出納簿又は預金口座出納簿に記帳するとともに、当該収入伝票により収入の収納を証する書類を添付して市長の決裁を受け、内訳簿及び収入調定簿に記帳しなければならない。

(過誤納金の還付)

第21条 上下水道局長は、収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、当該過誤納金について振替伝票を発行し、過誤納の理由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした書類を添付して市長の決裁を受けて、その旨納入者に通知するとともに、内訳簿及び収入予算執行計画整理簿又は支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

- 2 第26条及び第41条の規定は、前項の過誤納金について準用する。

(小切手の支払地の区域)

第 2 2 条 公共下水道事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、亀山市とする。

(証券の支払拒絶等)

第 2 3 条 上下水道局長、現金取扱員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実にないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。

2 収納取扱金融機関は、納入義務者から納付された証券を呈示期間又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、直ちにその支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消すとともに、当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。この場合において、収納取扱金融機関は、直ちに当該取り消した旨を出納取扱金融機関に通知しなければならない。

3 出納取扱金融機関は、前項の規定による収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、直ちにその旨を上下水道局長に通知しなければならない。

4 第 2 項の規定は、出納取扱金融機関が取り扱う納入義務者から納付された証券について準用する。この場合において、同項後段中「出納取扱金融機関」とあるのは、「上下水道局長」と読み替えるものとする。

5 前項の場合において、出納取扱金融機関は、上下水道局長から払込みを受けた証券については、当該証券を上下水道局長に返付し、当該証券の受領証を徴さなければならない。

6 上下水道局長は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、預金口座出納簿に記帳するとともに、当該振替伝票によって当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して市長

の決裁を受け、内訳簿及び収入調定簿に記帳しなければならない。  
この場合において、上下水道局長が収納した証券（現金取扱員が  
収納したものを含む。）があるときは、直ちに当該証券を納付し  
た納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収  
入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付  
通知書により通知しなければならない。

- 7 上下水道局長、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、第  
2項前段、第4項前段又は前項後段の通知をした納入義務者から  
支払の拒絶のあった証券について還付の請求を受けた場合は、当  
該証券の受領証を徴し、これと引換えに当該証券を還付しなけれ  
ばならない。

（不納欠損）

第24条 法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、  
又は時効等により債権が消滅した場合においては、上下水道局長  
は、振替伝票を発行し、当該伝票によって当該債権に係る収入金  
の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文  
書を添付して市長に報告するとともに、内訳簿、支出予算執行計  
画整理簿及び収入調定簿に記帳しなければならない。

## 第2節 支出

（支出の手續）

第25条 上下水道局長は、支出の原因となるべき契約その他の行  
為については、あらかじめ文書によって市長の決裁を受けるとと  
もに、支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

- 2 支出しようとする場合は、上下水道局長は、当該支出に関する  
書類に基づいて振替伝票（現金の支払を伴う支出にあつては、支  
払伝票）を発行し、当該書類を添えて市長の決裁を受け、内訳簿  
及び支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

（支払伝票の発行）

第26条 上下水道局長は、支出のうち現金の支払を伴うものにつ  
いては、債権者の請求書等支払に関する証書類に基づいて支払伝

票（一部現金の支払を伴う取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行して市長の決裁を受けなければならない。

- 2 支払伝票は、債権者及び勘定科目ごとに調製し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合には、これを省略することができる。
- 3 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、合わせて一の支払伝票を発行することができる。この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした文書を添えなければならない。
- 4 上下水道局長は、支払伝票に基づいて公共下水道事業の支出の支払を行い、現金出納簿又は預金口座出納簿に記帳しなければならない。

（資金前渡、概算払及び前金払）

第27条 前条の規定は、資金前渡、概算払又は前金払を行う場合について準用する。この場合において、上下水道局長は、経過勘定整理簿に記帳しなければならない。

- 2 資金前渡を受けた者、概算払を受けた者又は前金払を受けた者は、支払が終わった後、債権額が確定した後又は役務の提供が完了した後、精算書を作成し、証拠となるべき書類を上下水道局長に提出するとともに、残金がある場合は、その残金を出納取扱金融機関に納入しなければならない。
- 3 上下水道局長は、前項の精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収入伝票又は支払伝票を発行し、当該書類を添付して市長の決裁を受けるとともに、内訳簿、支出予算執行計画整理簿、経過勘定整理簿及び現金出納簿又は預金口座出納簿に記帳しなければならない。

（資金前渡）

第28条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以

下「施行令」という。)第21条の5第1項第1号から第11号まで及び同条第2項に規定するもののほか、次に掲げる経費については資金前渡することができる。

- (1) 出張地において即時支払を要する経費
  - (2) 祝金、見舞金、謝礼その他これらに類する経費
  - (3) 証紙等をもって納付しなければならない経費
  - (4) その他市長が特に必要と認める経費
- (概算払)

第29条 施行令第21条の6第1号から第4号までに規定するもののほか、次に掲げる経費については概算払することができる。

- (1) 契約に概算払の定めのある委託料
  - (2) 非常災害のため即時支払を必要とする経費
  - (3) その他市長が特に必要と認める経費
- (前金払)

第30条 施行令第21条の7第1号から第7号までに規定するもののほか、次に掲げる経費については前金払することができる。

- (1) 土地、家屋の買収費及び補償費
- (2) 保管料及び保険料
- (3) 訴訟に要する経費
- (4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事に要する経費(契約金額が500万円以上のものに限る。)

2 前項第4号に規定する経費について前金払をする場合の限度額については、会計規則の例による。

(繰替払)

第31条 亀山市公共下水道受益者負担に関する条例(平成18年亀山市条例第34号)第1条に規定する負担金等(以下この条において同じ。)を一括納付する場合において交付する一括納付報奨金については、施行令第21条の8第3号の規定に基づき、当

該負担金等を繰り替えて使用する。

( 隔地払 )

第 3 2 条 上下水道局長は、隔地にいる債権者に支払をしようとする場合には、支払準備金口座の残高の範囲内で出納取扱金融機関に債権者の氏名、支払金額、支払日時、支払場所等を記載した隔地払依頼書を交付し、送金の手続をさせることができる。

2 上下水道局長は、前項の規定により出納取扱金融機関に資金を交付したときは、隔地払受託書を徴さなければならない。

( 口座振替の申出 )

第 3 3 条 債権者は、口座振替の方法によって支払を受けようとする場合には、債権、振替先金融機関及び振替先預金口座並びに振替金額を記載した文書によって上下水道局長に申し出なければならない。

( 口座振替のできる金融機関 )

第 3 4 条 出納取扱金融機関のほか、次の金融機関に預金口座を設けている債権者には、口座振替の方法により支出することができる。

( 1 ) 出納取扱金融機関

( 2 ) 銀行法 ( 昭和 5 6 年法律第 5 9 号 ) 第 2 条の規定による免許を得て営業する金融機関で出納取扱金融機関と取引のある金融機関

( 3 ) 前 2 号のほか市内に営業所を有し、出納取扱金融機関と取引のある金融機関

( 口座振替の手続 )

第 3 5 条 上下水道局長は、口座振替の方法により支出しようとする場合は、支払準備資金口座の残高の範囲内で、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座、振替金額及び振替目的を通知して行わなければならない。

2 出納取扱金融機関は、上下水道局長の口座振替の通知によって振替を行ったものについて、支払済通知書により翌日までに上下

水道局長に報告しなければならない。

( 支払事務の委託 )

第 3 6 条 第 3 2 条の規定は、私人に必要な資金を交付して支払事務の委託を行う場合について準用する。

( 小切手の振出し )

第 3 7 条 上下水道局長は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の残高の範囲内で小切手を振り出さなければならない。

2 小切手の署名は、記名押印によって行うものとする。

3 上下水道局長は、小切手を振り出したときは、支払人たる出納取扱金融機関に受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を通知しなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて支払済通知書により翌日までに上下水道局長に報告しなければならない。

( 小切手の訂正等 )

第 3 8 条 小切手の金額は、訂正してはならない。

2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に 2 線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して市長の印を押さなければならない。

3 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかななければならない。

( 小切手帳の保管 )

第 3 9 条 小切手帳の保管は、上下水道局長が行う。

( 公金振替書 )

第 4 0 条 前 3 条の規定は、公金振替書の交付による支出について準用する。

( 領収書等の徴収 )

第 4 1 条 上下水道局長は、現金の支出若しくは小切手の振出し又

は隔地払依頼書若しくは公金振替書の交付若しくは口座振替の通知によって支出をしたときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは支払済通知書を徴さなければならない。

- 2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

( 支払小切手の整理 )

第 4 2 条 上下水道局長は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。

- 2 上下水道局長は、支払小切手が時効により消滅した場合は、直ちに収入伝票を発行しなければならない。

( 隔地払期間の徒過 )

第 4 3 条 上下水道局長は、隔地の債権者に支払をさせるため出納取扱金融機関に資金を交付した場合において、当該資金の交付の日から 1 年を経過したときは、出納取扱金融機関に当該隔地の債権者に支払をしなかった旨を確認し、かつ、隔地払不能通知書とともに当該金融機関から当該資金を納付させなければならない。

- 2 第 2 0 条の規定は、前項の場合について準用する。

( 過誤払金の回収 )

第 4 4 条 公共下水道事業の支出の支払のうち過払又は誤払となったものがある場合は、上下水道局長は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、市長の決裁を受けるとともに、支出予算執行計画整理簿又は収入予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

- 2 第 1 6 条から第 1 8 条まで及び第 2 0 条の規定は、前項の過誤払金の回収について準用する。

( 債務免除等 )

第 4 5 条 上下水道局長は、債務免除、時効等により債務が消滅した場合は、当該債務の消滅を証する書類に基づいて振替伝票又は

収入伝票を発行し、市長の決裁を受けなければならない。

#### 第4章 預り金及び預り有価証券

##### (預り金)

第46条 上下水道局長は、保証金その他公共下水道事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。

(1) 預り保証金

(2) 預り諸税

(3) その他預り金

##### (預り金の受入れ及び払出し)

第47条 預り金の受入れ及び払出しは、公共下水道事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

##### (預り有価証券)

第48条 公共下水道事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

##### (預り有価証券の受入れ及び還付)

第49条 上下水道局長は、前条の有価証券を受け入れた場合は受領書を交付し、当該預り有価証券を還付した場合は受領書を徴さなければならない。

##### (利札の還付請求)

第50条 上下水道局長は、預り有価証券について所有者から利札の還付請求を受けた場合は、市長の決裁を受けて還付しなければならない。この場合において、上下水道局長は、受領書を徴さなければならない。

#### 第5章 契約

##### (契約)

第51条 法令及びこの規則に定めるもののほか、公共下水道事業に係る契約については、亀山市契約規則(平成18年亀山市規則

第 5 号 ) の例による。

## 第 6 章 物品

### ( 物品の分類 )

第 5 2 条 物品は、次に掲げる分類により区分する。

( 1 ) 備品 その性質又は形状を変えることなく比較的長時間にわたって使用に耐えるもので、第 5 6 条に規定する固定資産以外のものをいう。

( 2 ) 消耗品 1 回若しくは短期間の使用によって消費される性質の物又は使用により消耗し、若しくは損傷しやすく再度の用に供し得なくなる物

### ( 物品の管理 )

第 5 3 条 上下水道局長は、物品整理簿を備え、物品の数量、使用の状況等を記録整備し、これを適正に管理しなければならない。

### ( 事故報告 )

第 5 4 条 天災その他の事由により物品が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、上下水道局長は、速やかにその原因及び現状を調査して市長に報告しなければならない。

### ( 不用物品の処分 )

第 5 5 条 上下水道局長は、物品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用物品として整理し、市長の決裁を経て、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不相当と認められるものについては、市長の決裁を経て、これを廃棄することができる。

## 第 7 章 固定資産

### 第 1 節 通則

### ( 固定資産の範囲 )

第 5 6 条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

( 1 ) 有形固定資産

ア 土地

- イ 建物及び付属設備
- ウ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
- エ 機械及び装置並びにその他の付属設備
- オ 自動車その他の陸上運搬具
- カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格20万円以上のものに限る。）
- キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまでに掲げるものである場合に限る。）
- ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供する物を建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
- ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきものの

（2）無形固定資産

- ア 借地権
- イ 地上権
- ウ 特許権
- エ 施設利用権
- オ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がアからオまでに掲げるものである場合に限る。）
- カ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの。

（3）投資その他の資産

- ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）
- イ 出資金
- ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第2節 取得

(取得価額)

第57条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

(1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額

(2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額

(3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前2号に掲げる固定資産であって取得価額の不明のものについては、公正な評価額

(購入)

第58条 固定資産を購入しようとする場合は、上下水道局長は、第25条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けるとともに、支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

(1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類

(2) 購入しようとする事由

(3) 予定価格及び単価

(4) 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額

(5) 契約の方法

(6) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(交換)

第59条 固定資産を交換しようとする場合は、上下水道局長は、

第25条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
- (2) 交換しようとする事由
- (3) 契約の方法
- (4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受け)

第60条 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、上下水道局長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 譲り受けようとする事由
- (3) 見積価額(無形固定資産を除く。)
- (4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(工事の施工)

第61条 建設改良工事を施工しようとする場合は、上下水道局長は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けるとともに、支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

- (1) 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 工事を必要とする事由
- (3) 工事の始期及び終期
- (4) 予定価格

( 5 ) 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額

( 6 ) 工事の方法及び契約の方法

( 7 ) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

( 検収 )

第 6 2 条 上下水道局長は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく検収しなければならない。

( 取得の報告 )

第 6 3 条 上下水道局長は、固定資産を取得した場合は、振替伝票を発行し、遅滞なく市長の決裁を受けるとともに、支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

2 前項の場合において、上下水道局長は、法令の定めるところに従って遅滞なく登記又は登録の手続を執らなければならない。

( 建設改良工事の精算 )

第 6 4 条 上下水道局長は、建設改良工事が完成した場合には、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

2 前項の場合において、上下水道局長は、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配賦し、工事費に合わせて固定資産に振り替えなければならない。

( 建設仮勘定 )

第 6 5 条 建設改良工事でその工期が 1 事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理することができる。

2 前項の建設改良工事が完成した場合は、上下水道局長は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行し、市長の決裁を受けるとともに、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

3 前条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

### 第 3 節 管理及び処分

( 事故報告 )

第 66 条 上下水道局長は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。

( 売却等 )

第 67 条 上下水道局長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

( 1 ) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類

( 2 ) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地

( 3 ) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由

( 4 ) 予定価格

( 5 ) 契約の方法

( 6 ) その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

( 固定資産の用途廃止 )

第 68 条 上下水道局長は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、市長の決裁を受けて当該固定資産の用途を廃止しなければならない。

( 売却等に関する報告 )

第 69 条 上下水道局長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して市長に報告しなければならない。

#### 第 4 節 減価償却

( 減価償却の方法 )

第 70 条 固定資産の減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行う。

( 減価償却の特例 )

第 7 1 条 上下水道局長は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の 1 0 0 分の 5 に相当する金額に達した後において、地方公営企業法施行規則（昭和 2 7 年総理府令第 7 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 5 条第 3 項の規定により帳簿価額が 1 円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその年数について市長の決裁を受けなければならない。

## 第 8 章 引当金

( 退職給付引当金の計上方法 )

第 7 2 条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

## 第 9 章 予算

( 予算に関する説明書 )

第 7 3 条 予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

( 予算の執行 )

第 7 4 条 上下水道局長は、企業の適切な経営管理を確保するために必要な計画（以下「予算執行計画」という。）を、予算の範囲内で款、項、目及び節に区分して作成し、市長の決裁を受けて執行するものとする。

2 上下水道局長は、前項の予算執行計画に定める款、項、目又は節を変更して執行しようとする場合には、その科目の名称及び金額、変更の事由等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

( 流用及び予備費使用の手続 )

第 7 5 条 上下水道局長は、予算の定めるところにより流用しようとする場合には、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定は、予備費を使用しようとする場合について準用する。

( 予算超過の支出 )

第76条 上下水道局長は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において増加する収入に相当する金額を、当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称及び金額、使用しようとする事由等を記載した文書によって市長の決裁を受けなければならない。

2 上下水道局長は、現金支出を伴わない経費について必要がある場合において、予算に定める金額を超えて支出するときは、前項の規定に準じて市長の決裁を受けなければならない。

( 予算の繰越し )

第77条 上下水道局長は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務の生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書（継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書）を作成して5月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務の生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に逡次繰り越しして使用する場合について準用する。

## 第10章 決算

( 決算の調製 )

第78条 公共下水道事業の決算の調製に関する事務は、上下水道局長が行う。

( 決算整理 )

第79条 上下水道局長は、每事業年度経過後速やかに振替伝票に

より、次に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- ( 1 ) 固定資産の減価償却
- ( 2 ) 繰延収益の償却
- ( 3 ) 繰延資産の償却
- ( 4 ) 資産の評価
- ( 5 ) 引当金の計上
- ( 6 ) 未払費用等の経過勘定に関する整理  
( 帳簿の締切 )

第 8 0 条 上下水道局長は、前条の規定により決算整理を行った後各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。

( 決算報告書等の提出 )

第 8 1 条 上下水道局長は、毎事業年度 5 月末日までに、次に掲げる書類を作成し証書類を添えて市長に提出しなければならない。  
なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

- ( 1 ) 決算報告書
- ( 2 ) 損益計算書
- ( 3 ) 貸借対照表
- ( 4 ) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- ( 5 ) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- ( 6 ) 事業報告書
- ( 7 ) キャッシュ・フロー計算書
- ( 8 ) 収益費用明細書
- ( 9 ) 固定資産明細書
- ( 1 0 ) 企業債明細書
- ( 1 1 ) 継続費精算報告書
- ( 1 2 ) 基金運用状況調書

#### 第 1 1 章 雑則

( 計理状況の報告 )

第 8 2 条 上下水道局長は、毎月末日をもって月次試算表及び資金

予算表を作成し、翌月20日までに市長に提出しなければならない。

( 亀山市公印規則の準用等 )

第83条 公印の管理その他の公印に関し必要な事項は、亀山市公印規則(平成17年亀山市規則第7号)の規定を準用する。この場合において、「総務法制室」とあるのは「下水道室」と、「総務法制室長」とあるのは「下水道室長」と読み替えるものとする

2 公印の種類、名称、ひな形、書体、寸法、材質、使用範囲及び個数は、別表第2のとおりとする。

( その他 )

第84条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表1(第14条関係)

勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	説明
下水道 事業収 益	営業収 益	下水道 使用料	公共下水道 使用料	主たる営業活動から 生ずる収益 汚水処理による使用 料
		受託事 業収益	受託工事収	排水設備等の工事受 託に伴う収益

営業外 収益	その他の 営業 収益	益	指定工事店申請手数料等
	手数料	上記以外の営業収益 金融及び販売活動に伴う収益その他主たる営業活動以外から生ずる収益	
	受取利息及び 配当金	雑収益	預貯金の利息、出資金に対する分配金等
	国庫補助金 県補助金	預金利息	
	他会計負担金	基金利息	
		貸付金利息	
		有価証券利息	
		配当金	
		一般会計負	収益的支出を負担することを目的とする 法第17条の2の規定に基づく他会計からの繰入金

		担金	
	他会計補助金		収益的支出を負担することを目的とする法第17条の3の規定に基づく他会計からの繰入金
		一般会計補助金	
	基金繰入金		
	消費税及び地方消費税還付金		
	長期前受金戻入		施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
	資本費繰入収益		施行規則第21条第3項の規定により繰り入れた繰入金のうち長期前受金に整理することなく収益化するもの
	雑収益		
		有価証券売却収益	有価証券の売却代金



事業費用	営業費用	管渠費	<p>報酬</p> <p>給料 手当</p> <p>賞与引当金 繰入額 賃金</p> <p>法定福利費</p> <p>旅費</p> <p>被服費</p> <p>備用品費</p>	<p>主たる営業活動から生ずる費用</p> <p>管渠の維持管理に要する費用</p> <p>臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬</p> <p>職員の本給</p> <p>職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務の諸手当</p> <p>賞与引当金として計上するための繰入額</p> <p>臨時職員及び人夫の賃金</p> <p>事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び労務災害補償費等</p> <p>旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費</p> <p>被服貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費</p> <p>事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数</p>
------	------	-----	--	---

		1年未満又は取得価額20万円未満の器具及び備品費
	材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
	薬品費	諸薬品の購入費
	光熱水費	電気料金、ガス料金等
	動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
	燃料費	工事用、自動車用及び採暖用燃料費
	印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
	修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
	修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
	特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
	通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等

手数料	公金取扱、訴訟手数料等
保険料	事業用財産に対する損害保険料
研修費	職員の研修に要する費用
報償費	報償金、奨励金等
調査費	各種調査に要する費用
委託料	水質検査等の委託に要する費用
賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
工事請負費	請負工事費で資本的支出とならないもの
路面復旧費	管渠の修理等による道路法（昭和27年法律第180号）に定められた道路の修復費
補償費	補償金、賠償金、見舞金等
負担金	関係団体の会費等各種負担金
公課費	自動車重量税等
その他引当金繰入額	施行規則第22条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額

		<p>ポンプ 場費</p>	<p>雑費</p> <p>報酬 給料 手当 賞与引当金 繰入額 賃金 法定福利費 旅費 被服費 備用品費 材料費 薬品費 光熱水費 動力費 燃料費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金 繰入額 特別修繕引 当金繰入額 通信運搬費 手数料 保険料 研修費 報償費</p>	<p>上記科目に属さない 費用 ポンプ場の維持管理 に要する費用</p>
--	--	-------------------	---	--

		調査費	
		委託料	
		賃借料	
		工事請負費	
		路面復旧費	
		補償費	
		負担金	
		公課費	
		その他引当	
		金繰入額	
		雑費	
	流域下水道費		流域下水道の維持管理に要する費用
		負担金	
	受託事業費		排水設備等の工事受託に要する費用
		受託工事費	
		その他受託	
		事業費	
	普及促進費		水洗便所の普及促進に要する費用
		報酬	
		給料	
		手当	
		賞与引当金	
		繰入額	
		賃金	
		法定福利費	
		旅費	
		被服費	

		備用品費	
		食糧費	会議のための茶菓、 弁当代等
		光熱水費	
		燃料費	
		印刷製本費	
		通信運搬費	
		手数料	
		広告宣伝費	広告又は宣伝に要す る費用
		調査費	
		委託料	
		賃借料	
		補償費	
		負担金	
		補助金	排水設備工事費補助 金、水洗便所等改造 資金利子助成金等の 補助金
		公課費	
		その他引当 金繰入額	
		雑費	
	業務費		下水道使用料徴収業 務に要する費用
		報酬	
		給料	
		手当	
		賞与引当金 繰入額	

賃金
法定福利費
旅費
被服費
備用品費
食糧費
光熱水費
燃料費
印刷製本費
修繕費
修繕引当金
繰入額
特別修繕引
当金繰入額
通信運搬費
手数料
保険料
研修費
報償費
広告宣伝費
調査費
委託料
賃借料
補償費
負担金
補助金
公課費
その他引当
金繰入額
雑費

		<p>総係費</p>	<p>報酬 給料 手当 賞与引当金 繰入額 退職給付費  賃金 法定福利費 厚生福利費  旅費 被服費 備用品費 食糧費 光熱水費 燃料費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金 繰入額 特別修繕引 当金繰入額</p>	<p>事業活動の全般に関する費用</p> <p>退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額</p> <p>医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用</p>
--	--	------------	---	--

		通信運搬費 手数料 保険料 研修費 報償費 広告宣伝費 調査費 委託料 賃借料 補償費 負担金 補助金 公課費 貸倒引当金 繰入額 その他引当 金繰入額 雑費	貸倒引当金として計 上するための繰入額
	減価償 却費		施行規則第13条、 第15条又は第16 条の規定による償却 額
		有形固定資 産減価償却 費	建物、構築物、機械 及び装置、車両運搬 具、工具、器具及び 備品、リース資産等 （耐用年数1年未満 又は取得価額20万 円未満のものを除 く。）の償却額

営業外 費用	資産減 耗費	無形固定資 産減価償却 費	借地権、地上権、特 許権、施設利用権及 びリース資産の償却 額
		固定資産除 却費	有形固定資産の除却 損又は廃棄損及び撤 去費
	その他 営業費 用		上記以外の営業費用
		材料売却原 価 雑損出	売却した材料の原価
	支払利 息及び 企業債 取扱諸 費		金融及び財務活動に 伴う費用その他主た る営業活動に係る費 用以外の費用
		企業債利息	企業債に対する利息
長期借入金 利息		長期借入金に対する 利息	
	一時借入金 利息	一時借入金等に対す る利息	

		企業債取扱 諸費	企業債の元利償還の 都度支払う手数料及 び取扱費
	消費税 及び地 方消費 税		
	水洗便 所等改 造補助 金		水洗化促進のための 補助金
		水洗便所等 改造資金助 成金	
	雑支出		
		不用品売却 原価	売却した不用品の原 価
		その他雑支 出	
特別損 失			当年度の経常費用か ら除外すべき損失
	固定資 産売却 損		固定資産の売却価額 が当該固定資産の売 却時の帳簿価額に不 足する金額
	減損損 失		事業年度の末日にお いて予測することが できない減損が生じ たもの又は減損損失 を認識すべきものの

		災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額 災害による巨額の臨時損失  前年度以前の損益の修正で損益の性質を有するもの
--	--	--------------------------------	--

資産勘定

款	項	目	節	説明
固定資産	有形固定資産	土地		土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数1年未満又は取得価額が20万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する資産、例えば遊休施設及び未稼動設備を含む。）事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地等であ

			り、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係あるものを除く。）及び測量費の合計額
		事務所用地	本庁舎用地等専ら事務所のために用いる土地
		施設用地	ポンプ場用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。）
		その他土地	
	建物		事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買収建物を使用するために要した模様替、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。
		事務所用建物	本庁舎、営業所等専ら事務所の用に供されている建物

		施設用建物	ポンプ場等施設の用に供されている建物
		その他建物	
	建物減価償却累計額		
		事務所用建物減価償却累計額	
		施設用建物減価償却累計額	
		その他建物減価償却累計額	
	構築物		土地に定着する土木施設又は工作物
		管渠施設	管渠、矩形渠、開渠
		ポンプ場施設	ポンプ場における沈砂池等
		その他構築物	
	構築物減価償却累計額		
		管渠施設減価償却累計額	

		ポンプ場施設減価償却累計額	
		その他構築物減価償却累計額	
	機械及び装置		機械、装置及びコンベヤー等の運搬設備並びにこれらの附属品
		機械設備	ポンプ場等における下水処理作業に要する機械設備
		電気設備	ポンプ場等における監視盤、変圧器等及び所内配電設備（建物に含むものを除く。）
		その他機械及び装置	
	機械及び装置減価償却累計額		
		機械設備減価償却累計額	
		電気設備減価償却累計額	

		額	
		その他機械 及び装置減 価償却累計 額	
	車両運 搬具		自動車その他陸上運 搬具
	車両運 搬具減 価償却 累計額		
	工具、 器具及 び備品		機械及び装置の附属 設備に含まれない器 具及び電話設備、金 庫、机等の備品で耐 用年数1年以上であ り、かつ、取得価額 が20万円以上のも の
	工具、 器具及 び備品 減価償 却累計 額		
	リース 資産		有形固定資産（建設 仮勘定を除く。）に 係るファイナンス・ リース取引における

			リース資産
		リース 資産減 価償却 累計額 建設仮 勘定	有形固定資産の建設 又は改良のため支出 した工事費（前払金 等を含む。）
		その他 有形固 定資産 その他 有形固 定資産 減価償 却累計 額	上記以外の有形固定 資産
無形固 定資産		借地権	有償取得した借地 権、地上権、特許権 及び施設利用権等 土地の上に設定され た民法（明治29年 法律第89号）第6 01条に規定する権 利
		地上権	民法第265条に規 定する権利

投資その他の資産	特許権	特許法（昭和34年法律第121号）第29条に規定する権利
	施設利用権	電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等
	リース資産	無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	その他無形固定資産	上記以外の無形固定資産
	投資有価証券	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券で投資の目的をもって所有す

流動資産	現金・	出資金 長期貸付金	国債	るもの
			地方債	
			社債	
			株式	
			その他有価証券	
		貸倒引当金	一般貸付金	他会計に対する長期貸付金以外のもの
		基金	他会計貸付金	他会計への長期貸付金
		その他投資減価償却累計額		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
				基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの
				上記以外の投資の性質を有するもの
				投資その他の資産に係る減価償却累計額

預金	現金		現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札及び小切手等（施行令第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。）
	預金		貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等
未収金	営業未収金	未収下水道使用料	営業活動に係る収益の未収入額 下水道使用料に係る未収入額
		未収受託事業収益	受託事業に係る未収入額
		その他営業未収金	材料売却代金、手数料等の未収入額
	営業外未収金	未収受取利息	預金、貸付金利息等の未収入額
		未収消費税及び地方消費税還付金	消費税及び地方消費税の納税計算の結果還付が予定される消費税及び地方消費税額

		その他営業 外未収金	不用品売却代金、賃 貸料等の未収入額 固定資産売却代金等 上記以外の未収金 未収金の回収不能に よる損失に備えるた めに引き当てるもの 一時的所有を目的と する有価証券（差入 保証金の代用として 提供されたもので短 期間内に返却される ものを除く。） 通常の業務活動にお いて発生した手形債 権 手形債権の回収不能 による損失に備える ために引き当てるも の 貸付金で返済期日が 貸借対照表日から起 算して1年以内のも の 他会計以外に対する 短期貸付金 他会計に対する短期 貸付金 短期貸付金の回収不 能による損失に備え
貸倒引 当金	その他 未収金		
有価証 券			
受取手 形			
受取手 形貸倒 引当金			
短期貸 付金			
	一般貸 付金 他会計 貸付金		
短期貸 付金貸			

倒引当 金 前払費 用	<p>るために引き当てるもの</p> <p>前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で貸借対照表日から起算して1年以内に費用となるもの</p>
前払金	<p>物品の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの</p> <p>年度途中において中間納付される消費税及び地方消費税額</p>
未収収 益	<p>一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの</p>
未収収 益貸倒	<p>未収収益の回収不能による損失に備える</p>
前払消 費税及 び地方 消費税 その他 前払金	

	引当金			ために引き当てるもの
	その他流動資産			
		保有有価証券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
		仮払消費税及び地方消費税		課税仕入れに係る消費税及び地方消費税額
		特定収入仮払消費税及び地方消費税		特定収入割合が5パーセント超の場合の4条の特定収入を財源として行われた4条の課税仕入れに係る控除できない消費税及び地方消費税額
		その他流動資産		上記以外の流動資産

資本勘定

款	項	目	節	説明
資本金	資本金	固有資		企業開始の時（法適

剰余金	資本剰余金	本金	用の時)における引継資本金の額
		出資金	他会計からの出資金の額
		組入資本金	剰余金から資本金に組み入れた額
		繰入資本金	他会計から資本金に繰り入れた額
		再評価積立金	施行令附則第11項及び第12項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
		受贈財産評価額	償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
		国庫補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた国庫補助金
		県補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた県補助金
		他会計補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計補助

		寄附金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
		負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた負担金
		保険差益	固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
		その他資本剰余金	上記以外の資本剰余金
	利益剰余金 (欠損金)		
		減債積立金	企業債の償還に充てるため積み立てた額
		利益積立金	欠損金をうめるために積み立てた額
		建設改良積立金	建設又は改良のために積み立てた額
		その他積立金	上記以外の任意積立金

		当年度 未処分 利益剰 余金 (当年度 未処理 欠損 金)		当年度末における繰 越利益剰余金(繰越 欠損金)の額に当年度 の純利益(純損失) の金額を加減した額
			繰越利益剰 余金年度末 残高(繰越 欠損金年度 末残高)	前年度未処分利益剰 余金(前年度未処理 欠損金)の額から前 年度利益剰余金処分 額(前年度欠損金処 理額)を控除して得 た繰越利益剰余金 (繰越欠損金)の額
			当年度純利 益(当年度 純損失)	当年度の損益取引の 結果発生した純利益 (純損失)

負債勘定

款	項	目	節	説明
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるため		建設改良費等(建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令(平成18年総務省令第54

		<p>の企業債</p>	<p>号)第12条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。)の財源に充てるために発行する企業債(1年内に償還期限の到来するものを除く。)</p>
		<p>その他の企業債</p>	<p>建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債(1年内に償還期限の到来するものを除く。)</p>
	<p>他会計借入金</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金</p>	<p>建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年内に返済期限の到来するものを除く。)</p> <p>建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(1年内に返済期限の到来するものを除く。)</p>

流動負債	リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（１年以内に支払期限の到来するものを除く。）
	引当金	退職給付引当金	将来生ずることが予想される職員に対する退職手当の支払に充てるための引当額（１年以内に使用される見込みのものを除く。）
		特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（１年以内に使用される見込みのものを除く。）
		その他引当金	
	その他固定負債		上記以外の固定負債
	一時借入金		借入金等で貸借対照表日から起算して１年以内に返還又は支払を要するもの

企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために発行する企業債
	その他の企業債	1年以内に償還期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
	その他の長期借入金	1年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
リース債務		1年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引にお

未払金	営業未払金	けるリース債務	<p>特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。）</p> <p>営業活動に係る通常の取引により発生する未払金</p>
	営業外未払金	未払消費税及び地方消費税	<p>消費税及び地方消費税の納税計算の結果納税が予定される消費税及び地方消費税額</p>
	その他未払金		<p>固定資産等購入代金の未払額、償還期限経過後の企業債の未償還額等上記以外の未払金</p>
未払費用			<p>未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合既に提供を受けた役務の対価の未払額</p>

前受金	営業前 受金	契約等により既に受 け取った対価のう ち、いまだその債務 の履行を終わらない もの
	営業外 前受金	前受下水道使用料等 主たる営業活動に係 る収益の前受額 その他主たる営業活 動以外から生ずる収 益の前受額
	その他 前受金	固定資産売却代金等 上記以外の収入の前 受額
前受収 益		前受利息、前受賃貸 料等一定の契約に従 い、継続的に役務の 提供を行う場合、い まだ提供していない 役務の対価の前受額
引当金	退職給 付引当 金	将来生ずることが予 想される職員に対す る退職手当の支払に 充てるための引当額 のうち1年内に使用 される見込みのもの 翌事業年度に支払う 賞与のうち、当年度 負担相当額を見積も
	賞与引 当金	

			り計上する引当金
		修繕引当金	企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
		特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
		その他引当金	
	その他流動負債		
		預り金	契約保証金、所得税等の預り金
		預り有価証券	差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内預かるもの
		仮受消費税及び地方	課税売上げに係る消費税及び地方消費税額



## 別表第2（第83条関係）

種類	名称	ひな形	書体	寸法（ミリメートル）	材質	使用範囲	個数
職印	亀山市 長印	（略）	れい書	径18	水牛	公共下水道 事業の預貯 金、小切手、 支払通知、送 金通知及び 現金支払依 頼用	1